

米子市つながりサポーター及びつながりサポート企業設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における若者の多面的な出会い及び交流を支援するため、地域の世話焼き人材及び協力企業をつながりサポーター及びつながりサポート企業として登録し、市全体で若者のつながりづくりを応援する体制を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者 おおむね20歳から39歳までの未婚者であって、米子市、境港市若しくは西伯郡若しくは日野郡又は松江市、出雲市若しくは安来市の区域内に居住し、又は勤務するものをいう。
- (2) つながりサポーター 次条第1項の規定による登録を受け、第4条第1項第1号に規定する活動を行う個人をいう。
- (3) つながりサポート企業 次条第1項の規定による登録を受け、第4条第1項第2号に規定する活動を行う法人又は団体をいう。

(登録)

第3条 市長は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者を、その申請により、つながりサポーター又はつながりサポート企業（以下「つながりサポーター等」という。）として登録することができる。

- (1) 若者の社会参画及び交流の支援に理解を持ち、善良な心を持って若者のつながりづくりに協力すること。
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその役員若しくは代表者若しくはその経営に事実上参加する者のうちに暴力団員がある者でないこと。
 - (3) 次条第1項各号列記以外の部分に規定する活動（以下この号において単に「活動」という。）を通じて得た情報を、活動以外の目的に利用しないこと。
 - (4) 法令又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為その他社会的信用を損なう行為を行わないこと。
- 2 前項の規定による登録を受けようとする者は、市長が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項を、当該登録を受けようとする者の使用に係る電子計算機から入力し、これを市長が指定する電子計算機に送信する方法により申請するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした者をつながりサポーター等として登録するものとする。ただし、当該申請をした者が第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当しないと認めるときは、登録しないことができる。

(活動)

第4条 つながりサポーター等は、次の各号に掲げるつながりサポーター等の区分に応じ、当該各号に定める活動（当該各号を除き、以下単に「活動」という。）を行うものとする。

- (1) つながりサポーター 次のアからウまでに掲げる活動

ア 若者に対し、市が実施するつながりづくりに係るイベントその他行事（以下この項において「イベント」という。）の周知及び参加の勧奨並びにつながりづくりに係る市の制度の周知を

行うこと。

イ 交流に不安を抱える若者の相談に対応すること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める活動

(2) つながりサポーター企業 次のアからウまでに掲げる活動

ア その所属する社員等である若者に対し、イベントの周知及び参加の勧奨並びにつながりづくりに係る市の制度の周知を行うこと。

イ 可能な範囲において、イベントに対する協力及び協賛を行うこと。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める活動

2 活動に対する報酬、謝礼その他の対価は、支給しないものとする。

(個人情報の保護)

第5条 つながりサポーター等は、活動を通じて知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下この条において同じ。）を適正かつ厳重に管理するものとし、当該個人情報を第三者に漏らし、若しくは提供し、又は活動以外の目的のために利用してはならない。第3条第1項の規定による登録を取り消された後も、同様とする。

(研修の受講)

第6条 つながりサポーターは、原則として年1回以上、市が実施する研修を受講するものとする。

(活動状況の報告等)

第7条 市長は、つながりサポーター等に対し、その活動の状況について調査し、又は報告を求めることができる。

2 つながりサポーター等は、前項の規定による調査及び報告に協力するものとする。

(顕彰)

第8条 市長は、若者のつながりづくりに特に貢献があったと認められるつながりサポーター等に対し、顕彰を行うことができる。

(登録の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第1項の規定による登録を取り消すことができる。

(1) つながりサポーター等から当該登録の取消しの申出があったとき。

(2) つながりサポーター等が第3条第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。

(3) つながりサポーター等が第5条の規定に違反したとき。

(4) つながりサポーター等との連絡が取れなくなったときその他活動の継続が困難であると認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、つながりサポーター等として不適当であると市長が認めるとき。

(庶務)

第10条 つながりサポーター及びつながりサポーター企業に関する庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(規定外事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、つながりサポーター及びつながりサポーター企業に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和８年７月１４日から施行する。